

第2節 生態系の健全な維持管理

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,161種（うち41種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシャジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、ツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-2-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 指定野生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム、オオハム、アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-2-3 野生鳥獣による農作物被害額

(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
イノシシ	298	289	302	286	354	358	305	255
シカ	42	35	33	42	44	53	48	52
サル	8	11	8	7	5	10	10	5
その他獣類	9	9	12	9	12	16	14	15
鳥類	56	53	52	45	61	76	83	75
計	413	397	408	389	476	513	461	402

*端数処理により合計が一致しない場合がある

資料：県農業技術課

【成果指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	レッドデータブックひろしま掲載数	種	—	1,161	設定なし	—	—	—
自然環境課	自然観察会への参加者数	人/年	—	5,745	設定なし	—	—	—
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭数	頭/年	29,531	33,064 ^{※1}	35,000以上 (R4)	35,000	94.5%	概ね達成
自然環境課	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	189	137 ^{※2}	135以内 ^{※2} (R4)	135	98.5%	概ね達成

※1 速報値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和5年度愛鳥週間ポスター特選（令和4年度募集分）



エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課、道路整備課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】連絡会議において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課、道路整備課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が依然として高い水準にあるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和4年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和5年度内容】大型獣への対応に関し住民への普及啓発に必要な知識・技術を習得する職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和4年度実績】鳥獣保護区(97か所 57,349ha)。

【令和5年度内容】鳥獣保護区(97か所 57,349ha)。

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進

【現状と課題】

令和元年度の環境保全行動に取り組んでいる県民の割合は約6割であり、その意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあることから、社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、取組を充実させるとともに、そのための指導者の育成などを行う必要があります。

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っています。

また、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安 ^{※1}	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	59.9 (R2)	- ^{※2}	65 (R5)	-	-	-
環境政策課	環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	113 (R2)	928	700 (R3)	700	132.6%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 県政世論調査で3年に1度、調査

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 令和4年度は37人を派遣。

<環境学習講師の派遣者数>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
派遣者数（人）	22	23	21	7	31	37

イ 県立広島大学での教育 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部・生命環境学部）において、環境や生命科学に係る基礎的な内容から専門的・実践的な内容まで段階的に学修できるよう、体系的なカリキュラムによる教育を行い、環境保全や資源の循環利用などの分野で活躍できる人材を育成します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】

令和4年度には、専門知識の修得に加えて、地域で活動されている方の講義や現地実習等を通して、身近で起きている環境問題への理解を深める教育を実施したところです。令和5年度は、地方公共団体（県、庄原市）や県内企業と連携し、現地視察や調査を採り入れるなど、更なる教育内容の充実に取り組むこととしています。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【令和4年度実績】 尾道市立浦崎小学校で、漁協等が開催した水産教室を支援。

【令和5年度内容】 前年度と同様の取組を予定している。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、広島県内で農林漁業体験活動が可能な施設などを紹介しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病虫害防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 令和4年度は緑化研修64回、緑の学校6回、緑化相談523件を実施。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P98）、環境月間行事の実施（P108）

(2) 啓発活動の推進

ア 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム¹等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度はカーボンニュートラルに関する講演会及び広島県内の各地域で活躍する方々の事例紹介を開催。令和5年度も各方面での講演会を実施する。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【令和4年度実績】

制度見直しのため、実施を見送った。

【令和5年度内容】

地球温暖化対策に対する取組を取り入れるように見直しを実施する。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は、49団体のこどもエコクラブのメンバー557人が活動。令和5年度も引き続き取り組む。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」²及び6月の「環境月間」²を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は特設 Web サイトを設置して、6月30日～8月7日にかけてオンライン形式で開催した。

令和5年度は6月18日に参集型イベントを開催し、6月2日～6月30日に特設 Web サイトによるオンライン開催を実施した。県内の団体等の環境活動の紹介の他、環境に係るステージイベントを実施した。

1 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

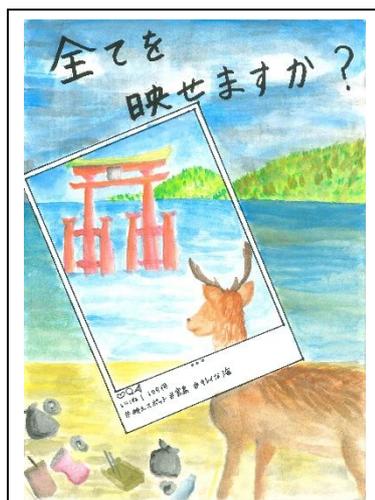
2 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

オ 環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）の実施 [環境政策課]

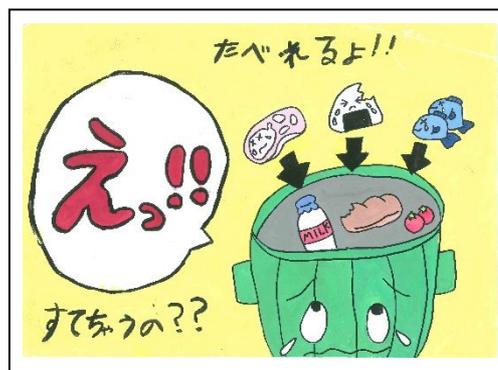
子供たちに、ポスターや標語の作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、関係団体と連携しコンクールを開催しています。

【令和4年度実績】応募数：○ポスターの部 9,559点

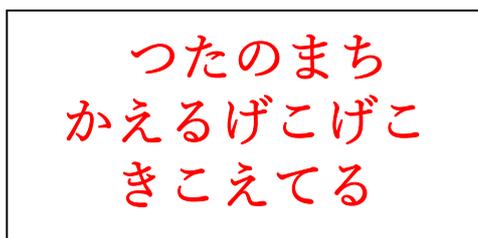
○標語の部 15,698点



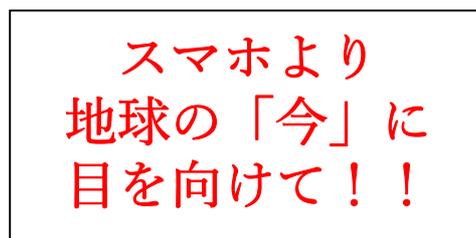
広島県知事賞
廿日市市 四季が丘中学校
1年 桂 愛央



広島県教育委員会賞
福山市 西深津小学校
1年 竹光 祐香



広島県知事賞
廿日市市 津田小学校
1年 小椋 琉輝



広島県教育委員会賞
福山市 竹尋小学校
6年 大木 葉

カ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】「エコひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

(3) リーダー人材の育成

ア 環境学習講師専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とする研修会を実施しています。フィールドでのワークショップを行うなど参加者がお互いの経験から学び合い、指導技術を高め合う学びに取り組んでいます。

【令和4年度実績・令和5年度内容】学校や地域において環境教育を実践している者等を対象とし、令和4年度は全3回の研修を実施し、延べ57人が受講した(全3回修了者は16人)。令和5年度も同様に開催予定。

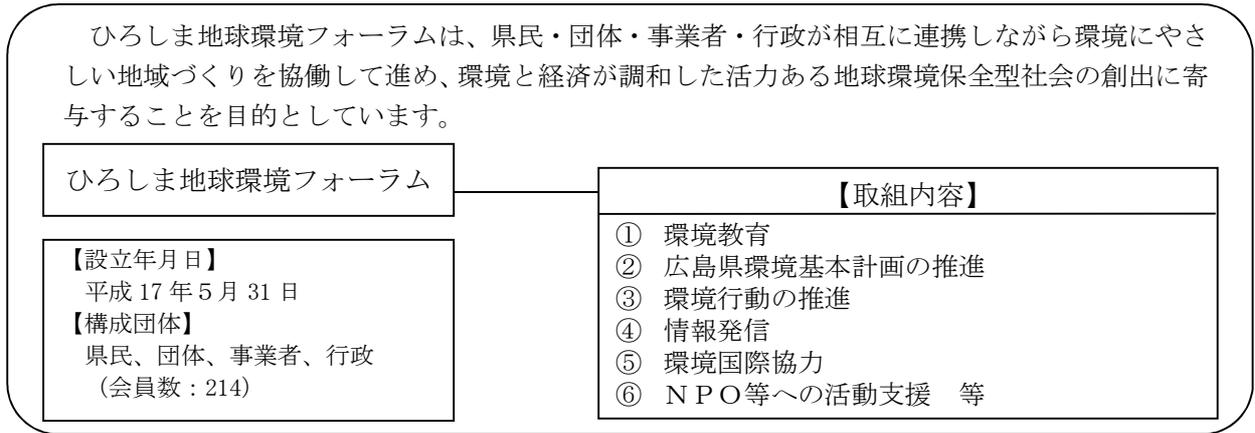
(4) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の210会員（令和5年5月末）で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-1 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ 大学間ネットワークの活用 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会（U E - n e t : ゆいねっと）」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】「大学環境ネットワーク協議会（U E - n e t : ゆいねっと）」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

ウ ひろしまアダプト活動支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【令和4年度実績】マイロード認定団体は、新たに26（総計730）の団体を認定し、22,009人の参加を得て延長602.21kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに25（総計467）団体を認定し、16,279人の参加を得て289.32kmの河川清掃等を実施。

【令和5年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

3 アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

エ 道路河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する道路河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な道路河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】清掃活動等を実施。令和4年度は325団体で実施。

オ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】7月の河川愛護月間にあわせて一斉清掃活動を実施。令和4年度は136団体、12,413人が参加しました。

(令和2～令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、基町環境護岸周辺にて実施していた中央セレモニー及び一斉清掃は取りやめ、7月の河川愛護月間内又はそれ以外の月において、流域市町の参加団体による自主的な河川清掃を実施しました。)

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)、せとうち海援隊支援事業 (P98)

カ 広島県グリーンボンドの発行について [財政課]

広島県では、「2050 ネット・ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、グリーンボンドを発行しています。県内外の投資家の皆様から、本県の環境施策に共感・応援していただくことで、地球温暖化対策への取組を一層推進します。

また、本県グリーンボンドを購入いただいた投資家の皆様に、広島 of 森林づくりや海づくりに参加していただけるよう、環境保全活動を支援するメニューを提供します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】本県グリーンボンドを発行し、購入いただいた投資家の皆様へ環境保全活動支援メニューを提供。

広島県グリーンボンドの発行について

■ 広島県グリーンボンドとは

広島県では、「2050ひろしまネット・ゼロカーボン」の実現に向けた取組の一環として、グリーンボンドを発行しています。県内外の投資家の皆様から、本県の環境施策に共感・応援していただくことで、地球温暖化対策への取組を一層推進して参ります。

○ 資金使途例（一部）



【漁場環境の保全】
瀬戸内海域における
良好な漁場環境の創出



【信号機のLED化】
エネルギー消費量削減
のための信号機LED化



【防災機能強化】
河川改修やため池の
整備



【環境持続型管理事業】
森林整備の推進をはかる
ために必要な林道の整備

また、本県グリーンボンドを購入いただいた投資家の皆様に、広島県の森林づくりや海づくりに参加していただけるよう、環境保全活動を支援するメニューを提供しております。

○ 環境保全活動支援メニュー例（令和4年度（一部））

森林づくり

自然公園等の区域内で植樹・間伐等の森林保全活動を支援



事業名

自然公園等での森林保全活動の
サポート及びネーミングライツ

港の緑地での環境保全活動の
サポート及びネーミングライツ

海岸での海岸保全活動のサポート

- 自然公園等の区画の一部を、「〇〇の森（例）」と愛称をつけることができます。
- 愛称をつけた場所での植樹や伐採等の森林保全活動をボランティア支援団体がサポートします。
- みずとりの浜公園の区画の一部に、「〇〇の浜公園（例）」と愛称をつけることができます。
- 愛称をつけた場所での清掃等の環境保全活動を、港湾の管理者がサポートします。
- 海岸での清掃等の海岸保全活動を、地元市等がサポートします。

海づくり

県内5海岸等で清掃活動等の海岸保全活動を支援



支援内容

- 企業名を清掃用品に記載します。

海岸清掃を行う団体へ配布する清掃用品（ビブス、タオル等）への企業名の記載



「環境白書」に、グリーンボンドの投資企業として企業名を掲載

- 毎年度9月議会で提出している環境白書内のグリーンボンドのコラムページに、広島県グリーンボンドの投資企業として企業名を掲載します。

■ 広島県グリーンボンド投資企業

グリーンボンドの購入を通じて、本県の環境プロジェクトへの投資並びに賛同を表明した全 102 社のうち、グリーンボンド投資企業として「環境白書」への掲載にご協力いただいた投資家の皆様をご紹介します。

投資表明投資家一覧（54 件）

※五十音順

一般財団法人土谷記念医学振興基金	株式会社もみじ銀行
一般財団法人広島県環境保健協会	株式会社ロイヤルコーポレーション
入江株式会社	呉信用金庫
大宮工業株式会社	公益社団法人広島県トラック協会
オタフクソース株式会社	三容エンジニアリング株式会社
学校法人広島女学院	しまなみ信用金庫
株式会社アイデオー	社会福祉法人エフアイジイ福祉会
株式会社あじかん	社会福祉法人広島常光福祉会
株式会社石崎ホールディングス	社会福祉法人的場合
株式会社イトー	信用組合広島商銀
株式会社ウエストホールディングス	中国労働金庫
株式会社オオケン	デリカウイング株式会社
株式会社コンセック	西川ゴム工業株式会社
株式会社山陽鉄工	日本産商株式会社
株式会社シーエム・エンジニアリング	広島運輸株式会社
株式会社鈴木工務店	広島県信用組合
株式会社中国新聞社	広島県中小企業共済協同組合
株式会社テレビ新広島	広島信用金庫
株式会社トータテホールディングス	広島総合警備保障株式会社
株式会社バルコム	広島テレビ放送株式会社
株式会社ビーアールホールディングス	広島トヨペット株式会社
株式会社広島銀行	広島みどり信用金庫
株式会社不二ビルサービス	双葉運輸株式会社
株式会社フレスタホールディングス	ベンダ工業株式会社
株式会社プロ・アグリ	大和電気工事株式会社
株式会社プローバホールディングス	有限会社広陵発條製作所
株式会社マエダハウジング	有限会社藤岡保険コンサルタント

※令和 4 年度 2 月 16 日時点

第2節 環境関連産業の振興

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12（2000）年の58兆円から令和3（2021）年には108兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R4）	目標値（目標年度）	目安※1	指標の達成率	進捗状況
イノベーション推進チーム	環境・エネルギー分野の付加価値額	億円	684	917	892（R7）	762	120.3%	目標以上達成
イノベーション推進チーム	環境・エネルギー分野の取組企業数	社	127	149	170（R7）	140	106.4%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

（1）環境・エネルギー産業の集積

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

SDGs をビジネスチャンスと捉え、これまでの環境汚染防止、廃棄物処理など環境浄化分野のみならず、新たにネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の分野を加え、産学官連携による先進的な環境ビジネス創出や人材育成などに取り組むことで環境・エネルギー産業の集積を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】

ひろしま環境ビジネス推進協議会を起点として新たなビジネスモデル開発を支援。

（2）地域資源・特性に応じた支援

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

これまでに構築した海外の政府機関や環境団体とのネットワークを生かし、環境問題が深刻化するアジア地域や環境意識の高い欧州を中心とした海外市場への販路開拓やプロジェクト形成に取り組むとともに、海外スタートアップ企業等との連携による事業創出等を通じて、県内企業の環境・エネルギー産業における海外展開を加速しています。

【令和4年度実績】 商社等を活用した販路開拓支援、海外スタートアップ企業等と連携した海外での新規事業創出を支援。

【令和5年度内容】 海外スタートアップ企業等と連携した海外での新規事業創出を支援。

(3) 環境・エネルギー産業の研究開発の推進

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

市場の成長が見込まれる環境・エネルギー分野での、研究開発、環境関連製品の開発等を支援するため、開発・実証の経費を助成しています。また、カーボンリサイクル分野においては、国は大崎上島に実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、本県を舞台にした研究活動を誘発するため、協議会組織を立ち上げ、新たに研究実証・支援制度を創設するなど、カーボンリサイクルの研究拠点化を図っています。

【令和4年度実績】 環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援（6件）、カーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度による支援（9件）。

【令和5年度内容】 環境・エネルギー産業集積促進補助金による支援及びカーボンリサイクル関連技術の研究・実証支援制度による支援。

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課] [イノベーション推進チーム]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、商談会や研修等を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、研修員の受け入れや現地での技術交流は中止。3か年協定書（令和5年～令和7年）を締結した。令和5年度は研修員の受け入れや現地での技術交流を実施予定。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P33）、びんごエコタウン⁴推進事業（P115）、循環型社会形成推進機能強化事業（P116）、リサイクル製品使用促進事業（P116）

(4) 産業分野の人材の育成

ア 研究開発などに携わる人材の育成 [研究開発課]

【令和4年度実績】 広島県畜産協会が主催する堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。研修会（堆肥共励会）において、「畜ふん肥料によるWCS用イネの栽培事例」について講演。

【令和5年度内容】 堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

(5) リサイクル産業の集積

ア びんごエコタウン推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じており（びんごエコ団地企業立地支援事業）、令和2年度に全6区画の分譲を完了した。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 分譲事業者に対して、立地を支援。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）

4 びんごエコタウン（構想）：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

(6) リサイクル産業の育成

ア 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【令和4年度実績】 研究事業 19 テーマに 67,710 千円、人材育成事業 1 テーマに 1,110 千円を支援。

【令和5年度内容】 研究事業 18 テーマ、人材育成事業 1 テーマに支援。

イ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 令和4年度末時点で 452 の登録を実施。

図表 5-2-1 令和4年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種 別	品 目 名	使 用 量	単 位
第一種	改良土	10,846	m ³
	工事立て看板枠	11	基
	再生アスファルト安定処理混合物	575	t
	再生加熱アスファルト混合物	1,201	t
	再生砕石	35	m ³
	再生土	4,424	m ³
	鉄鋼スラグ	1,818	m ³
第二種	再生加熱アスファルト混合物	56,939	t
	再生砂	1,665	m ³
	再生砕石	140,056	m ³
	再生粒度調整砕石	11,704	m ³
	鉄鋼スラグ	123	m ³
	法面緑化用吹付材	3,530	kℓ
	有機肥料	29,000	kg

資料：県循環型社会課

第3節 環境配慮の仕組みづくり

1 事業者等による環境に配慮した取組の推進

【現状と課題】

(1) 環境に配慮した事業活動等の普及促進

環境保全行動への県民の関心度は増加傾向にある一方で、実際の行動に十分つながっておらず、環境と共生した活動への理解や実践が求められています。

事業者等が自主的に環境負荷の低減を目指す環境マネジメントシステム⁵について、県では、導入を促進するためのセミナーの開催等を行ってきましたが、エコアクション 21⁶などの認証資格を取得する事業者の数は停滞しています。

環境経営やSDGsに取り組むメリット・方法を多くの事業者に十分理解・把握してもらう必要があります。

(2) アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

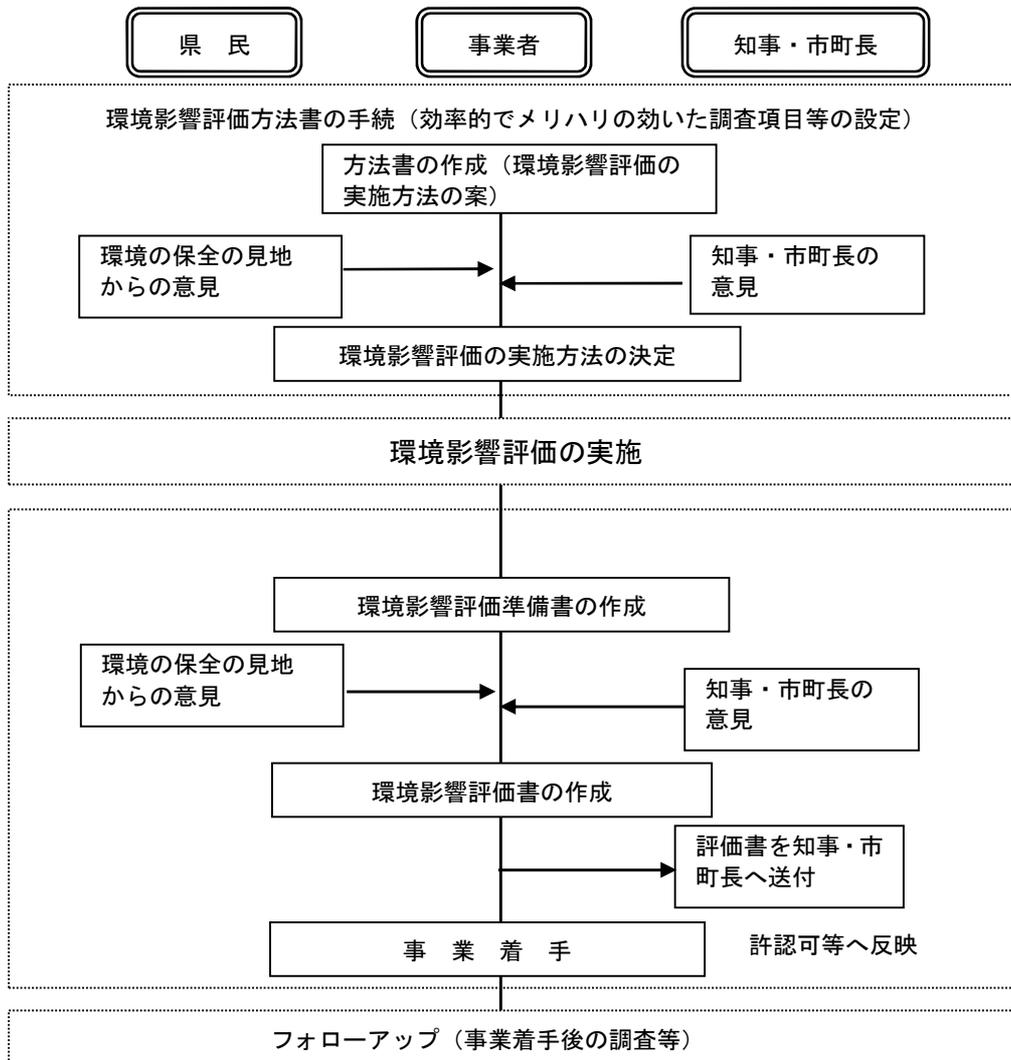
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価⁷法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

5 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)、③その実行状況を点検して(Check)、④方針等を見直す(Act)一連の手続き。

6 エコアクション 21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

7 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

なお、「環境影響評価法」(平成11年完全施行)については、法施行後10年を経て浮かび上がってきた課題への対応力、環境アセスメントが果たすべき役割の変化等を踏まえ、事業の計画段階における配慮事項の検討(配慮書)や、方法書段階での説明会の義務化などが追加されました。(平成25年4月1日施行)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	29.7 (R1)	57.8	75 (R7)	52.4	110.3%	目標どおり 達成
環境政策課	環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	者	65 (R2)	115	80 (R7)	71	162.0%	目標以上 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 環境に配慮した事業活動等の普及促進

ア ひろしま地球環境フォーラム等との連携

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行っています。事業を通じ、事業者等に対して、環境経営やSDGsに取り組むメリットなどを紹介することにより、事業者等の環境に配慮した取組を促進します。

イ 環境マネジメントシステムの導入促進

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められていることから、セミナー等を実施し、中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 等や、ISO14001 の取得促進を図っています。

ウ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】貸付条件は次のとおり（令和4年度は実績なし。）。

図表 5-3-2 貸付条件（令和5年4月1日）

区分	一般の高度化事業	共同公害防止等施設を整備する場合
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の80%以内	
貸付利率	年0.6%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [就農支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】融資条件は次のとおり（令和4年度は実績なし。）。

図表 5-3-3 融資条件（令和5年6月19日）

貸付限度額	個人：1,800万円（県特認2億円）、法人：2億円、農協等：15億円 〔認定農業者の特例の場合〕 個人：1,800万円、法人：3,600万円
貸付利率	年0.70% 〔認定農業者の特例の場合〕 年0.30%～0.65%
償還期間	個人・法人：15年以内（うち据置期間3年以内） 農協等：20年以内（うち据置期間3年以内） 〔認定農業者の特例の場合〕 15年以内（うち据置期間7年以内）

資料：県就農支援課

（2）環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合、その金額の一部を助成しています。

【令和4年度実績】2,726棟の建築物に対し、総額83,448千円（平均3.1万円/棟）を助成。

【令和5年度内容】①県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて1m³あたり3.3千円を助成。

②木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費として1社あたり34千円を助成。

（3）法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【令和4年度実績】北広島町及び安芸太田町が関係地域として計画されている風力発電所の設置について法に基づく準備書手続を実施。廿日市市において計画されている開発土地の区画整理について条例に基づく評価書手続を実施。手続終了後の事業に対する事後調査については、6件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

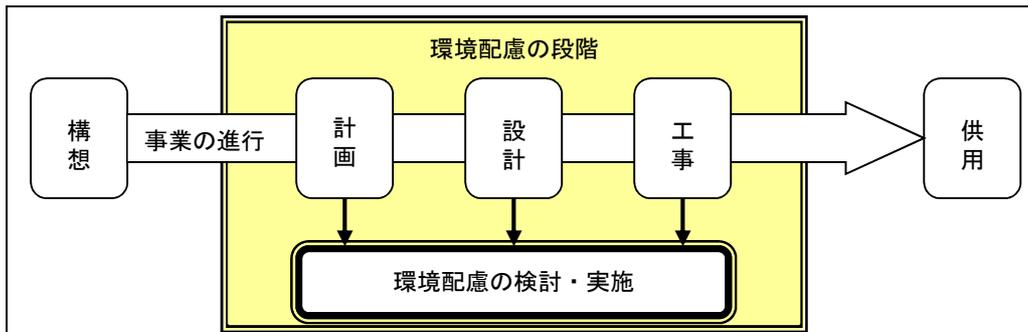
【令和5年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(4) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-4 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【令和4年度実績・令和5年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（令和4年度実績：大・中規模事業 54件）。

図表 5-3-5 環境配慮チェック表

環境配慮チェック表作成事業件数	事業の種類	事業の種類												合計								
		道路・街路の整備		鉄道・軌道の整備		河川の改修等		砂防・治山		公有水面の埋め立て		港湾・漁港・海岸の整備		農業・農村の整備		建築物の整備		合計				
		計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	計画	工事	
【循環】大気環境、水環境への負荷が少ない環境	水路(地所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合	13	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【地球温暖化防止】	交通網の整備により交通量を分散化	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通流を円滑化	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	出入口の緑地化など車道の適正配置による交通渋滞の緩和	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	沿道、沿線環境に配慮した構造	5	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	防音壁を設置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	環境施設等を設置	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を利用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	建設機械、車両の稼働等に伴う周辺環境への影響の低減	3	3	8	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	23	19	16	8	7
	工事中の汚水、濁水の発生を低減	3	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	18	15	2
	地盤改良に当たり地下水汚染や土壌汚染の防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	2	7	
	工事の発生を適切に平準化	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	16	13	1	3
	自然海岸の景観等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異音増大・異音洗濯等の回避	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事中の塵埃低減	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	埋立材による汚染防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土砂採取により埋立材を確保する場合の環境保全の配慮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水質の自浄作用に配慮した構造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域の気象環境、水環境に配慮した処理方式・構造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚水の高度処理、公共下水道接続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
既存の水環境の配慮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
造成中の防じん対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物を有効利用する方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
緑が持つ水循環機能に配慮	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雨水や循環水の利用促進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
透水性舗装など地下水の涵養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処理水の再利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
悪臭の発生防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中水道の整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雨水利用施設、雨水浸透施設の整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進】	建設廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理	3	3	8	0	0	1	0	0	3	0	0	1	1	0	1	0	1	24	19	16	8
再生資材、再生砕石等の再生資源の利用	3	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	19	16	9	
建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理	4	4	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	24	19	16	3	
【地球温暖化防止】	バイパスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和	4	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化	0	9	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	15	13	5	
熟練資材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護	3	25	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	10	14	
工事車両の稼働機械のアイドリングストップ等の励行	3	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	18	11	
フロン等の使用削減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【省資源、省エネルギーの推進】	自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用	3	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	17	14	9	
建築物の断熱化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雨水利用など水利用促進の導入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【共生】自然環境の保全】	貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避	5	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15	12	11	0
回避できない場合は、自然環境の改善の少ない補償、形状や代替措置	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	14	12	0
生物多様性のネットワークの確保	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	5	0
自然環境の保全に資する施設、構造、工法の採用	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事に伴って一時的に改善する自然環境の復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	11	8	0
のり面、水際等については、生物多様性の確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路照明や前照灯による影響の低減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0
施設照明等による影響の低減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野生動物の生息・生育環境に配慮した夜間照明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
干渉、高揚、環境の保全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
のり面、環境施設等を活用した生物多様性の創出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生物多様性を維持するための適切な河川水量を確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地中生物多様性の創出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【快適な生活空間の創出】	歴史、緑の森、里山などの保全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緑豊かな空間の維持・形成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	6	4
のり面、水際等について親水性や景観の保全	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	14	11	0
建設資材、支保具等の利用や緑化に資するなど周辺環境と調和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
良好な景観を形成している樹木等の移植、修繕、現存樹木等を考慮した植栽等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
親水性確保、景観保全確保等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人がふれあえる水辺環境を創出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緑の創出の取組への高大木等を活用するなど道路、沿線の緑化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
橋脚、施設等の色彩は周辺環境と調和	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創出に努める	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の生息・生育環境である多様な水辺種、河床等の維持・創出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防波堤、堤防等の構造、形態、敷設及び資材等は周辺景観と調和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設内の緑化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災性も踏まえたオープンスペースの確保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風致誘導、日照誘導、風荷の防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人の健康に配慮した採光等の確保	0	0	0	0	0</																	

2 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「広島県地球温暖化対策実行計画」、「自動車使用合理化計画」及び「広島県グリーン購入方針⁸」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

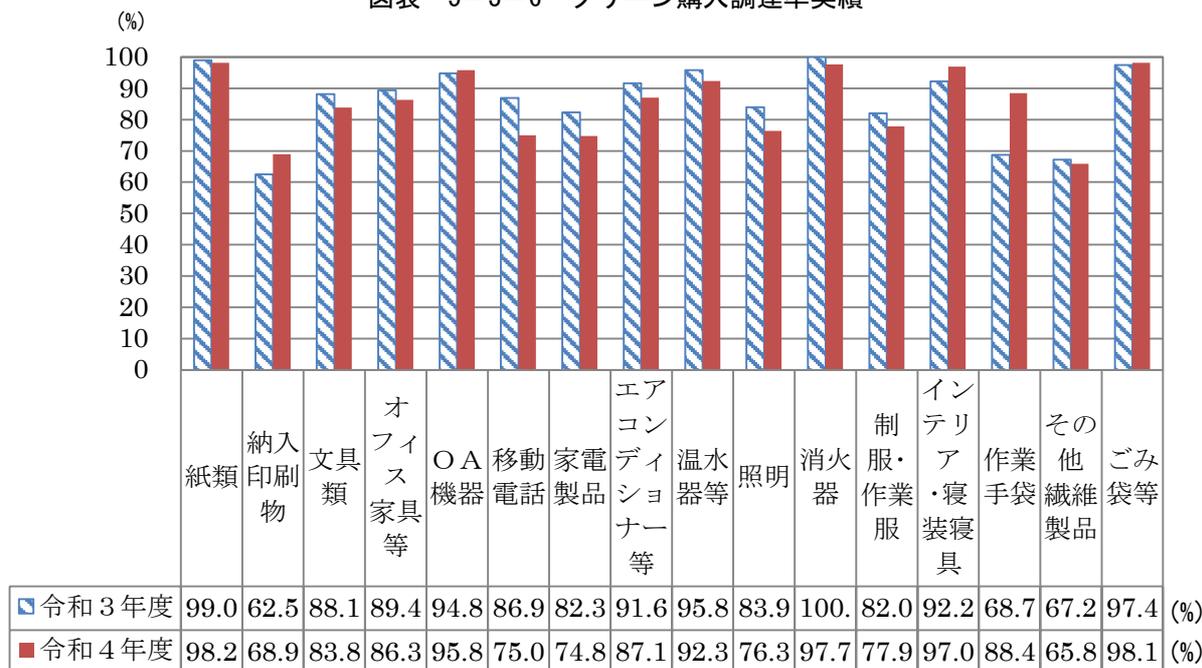
令和5年3月には、県自らが事務事業で排出する温室効果ガスの削減目標を定めた第5期広島県地球温暖化対策実行計画を改定し、2030年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、計画に基づいて、県有施設のLED化や太陽光発電設備の設置など、省エネや創エネによる温室効果ガスの削減対策を進めています。

また、令和4年度のグリーン購入の調達実績については、5分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、総合技術研究所や県立広島大学において、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組み、多様な環境問題の解決に貢献しています。

今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-6 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

8 広島県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。
 (参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量	t-CO2	149,985※2 （H25）	108,797 ※3	67,493 （R12）	106,313	94.3%	概ね達成
環境政策課	県のグリーン購入調達率	%	88.3	92.7	100 （R7）	94.2	98.4%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 県営水道事業が広島県水道広域連合企業団へ移行したことを受け、当該温室効果ガス排出量を差し引いた値

※3 R3の電気排出係数を用いて算出した暫定値（R4の電気排出係数はR5.8時点で国から未発表）

【取組状況】

（1）温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 令和5年3月に実行計画を改定し、県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を、2030年度までに55%削減（2013年度比）する削減目標を設定しました。この計画に基づいて、令和5年度からは温室効果ガス排出量の8割を占める電気の使用に係る取組を重点的に実施していくこととしており、太陽光発電設備の設置等の再エネ創出と、照明のLED化等の省エネ製品への切替を計画的に推進していきます。

※ 関連事業：広島県地球環境対策推進会議（P7、P21）

イ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [上下水道総務課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【令和4年度実績】 沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成14年度）した太陽光発電設備により、1,011kWhを発電し、約0.53トンの二酸化炭素排出量を削減。沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置（平成20年度）したマイクロ水力発電設備により、299,646kWhを発電し、約158.51トンの二酸化炭素排出量を削減。沼田川工業用水道事業本郷浄水場に設置（令和元年度）したマイクロ水力発電設備により、349kWhを発電し、約0.18トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

令和5年度より、広島県水道広域連合企業団へ移行しました。

ウ 太田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

令和元年度より、民設民営による消化ガス発電事業へ移行しました。（平成30年度をもって事業終了）

エ 芦田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

平成29年1月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、令和4年度は23,711トンの固形燃料化物を製造し、約7,160トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、汚泥固形燃料化施設を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】紙類、文具類など22分野289品目について調達具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業 (P116)

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【令和4年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【令和5年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会での意見交換を踏まえながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部・生命環境学部）において、行政、企業及び公設の試験研究機関など様々な機関と連携して、環境に関する研究に取り組みます。

【令和4年度実績・令和5年度内容】地域や企業のニーズに対応した環境に関する研究等を実施。

(令和4年度の主な研究実績)

項目	研究内容等
県内河川の環境評価	環境DNA ^{※1} による河川の環境評価に関する研究 ～魚類等のDNAや化学物質を解析し、生活を豊かにするための様々な化学物質が環境に与える影響を調査し、生活レベルを落とさず環境負荷を下げる社会の在り方を模索
様々なモノづくりに関わる環境影響評価	LCA ^{※2} を用いた脱炭素・カーボンニュートラルなどを目指した低環境負荷なモノづくりに関する研究 ～建築物や建築材料を中心として、様々な事業者が生産する製品の環境負荷量の算定方法の研究や、その削減策などを提案

※1 海・川・湖・池等の水・土壌・空気などの環境に存在する生物由来のDNA

※2 LCA (Life Cycle Assessment)。ある製品・サービスのライフサイクル全体またはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内事業者等や事業局から要請された技術課題に対応し、既存製品の改良・新商品開発・生産性向上を支援し、県経済の持続的発展と県民の健康と快適な生活環境の確保に貢献します。

【令和4年度実績・令和5年度内容】 保健環境・工業・農林水産業分野を有する総合力やこれまでの技術蓄積等の強みを発揮し、ニーズを起点とした課題解決・研究開発を推進。大気中に飛散したアスベストの簡易測定技術開発、産学両者の連携・共同による循環型社会への転換に向けた研究開発事業などの支援を実施。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表 [研究開発課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】 県が開発した特許技術を商品化したアスベスト簡易測定キットの広報等を実施。引き続き、必要に応じて研究成果の普及・利用促進のための広報を実施。

付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況

(総合計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
8	39	19	5

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

(第1章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
3	5	5	2

第1節 省エネルギー対策の推進

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値※	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	温室効果ガス排出量(県全体)	万t-CO ₂	5,436 (H30)	5,155 (R1)	5,039 4,327	R7	5,903 (H25)	5,471 5,115	105.8% 99.2%	概ね達成
成果	二酸化炭素排出量 (産業)		3,864 (H30)	3,706 (R1)	3,531 3,100		4,094 (H25)	3,813 3,597	102.8% 97.0%	概ね達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(業務))		288 (H30)	240 (R1)	309 215		405 (H25)	357 310	132.8% 122.6%	目標以上 達成
成果	二酸化炭素排出量 (運輸)		584 (H30)	575 (R1)	547 518		613 (H25)	580 566	100.9% 98.4%	概ね達成
成果	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))		453 (H30)	385 (R1)	449 344		579 (H25)	514 462	125.1% 116.7%	目標どおり 達成
成果	二酸化炭素排出量 (廃棄物)		41 (H30)	43 (R1)	48 34		45 (H25)	47 40	108.5% 92.5%	概ね達成
参考	電力使用量(民生(業務))		TJ	12,910 (H30)	11,147 (R1)		13,611 11,779	17,076 (H25)	15,344 14,428	127.4% 122.7%
参考	電力使用量(家庭)	TJ	21,666 (H30)	19,293 (R1)	19,491 19,474		23,711 (H25)	21,601 21,593	110.7% 110.7%	目標どおり 達成
参考	次世代自動車導入割合	%	20.8 (R2)	22.5 (R3)	31		17.8 (H30)	23.0	97.8%	概ね達成
成果	その他ガス排出量	万t-CO ₂	206 (H30)	208 (R1)	157 117		167 (H25)	162 142	71.6% 53.5%	未達成

※ 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段がR5.3月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	太陽光発電設備導入量	千 Kw	1,567 (R2)	1,680 (R3)	1,669	R7	1,359 (R1)	1,462	114.9%	目標どおり 達成
成果	バイオマス発電設備導入量		190 (R2)	280 (R3)	128		128 (H30)	128	218.8%	目標以上 達成
成果	廃棄物発電設備導入量		68 (R2)	74 (R3)	68		68 (H30)	68	108.8%	目標どおり 達成

第3節 カーボンサイクルの推進

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5	12	現状値より 増加	R7	5※1 (R2)	—	—	—
成果	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1	2	現状値より 増加		1 (R2)	—	—	—
成果	手入れ不足人工林の間伐面積	ha	828	835	1,050		617 (R1)	834	100.1%	目標どおり 達成

※1 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの(CO2分離回収技術を含む累計)

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
参考	気候変動適応策の認知度	%	18.2	16.7	現状値より 増加	R7	—	—	—	—
参考	避難の準備行動ができていない人の割合	%	4.0※2	8.4※2	50		13.6※1 (R1)	32	26.3%	未達成
参考	河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数※3	戸	約 18,000	約 17,000	約 16,700		約 18,000 (R2)	— ※4	— ※4	— ※4
参考	土砂災害から保全される家屋数	戸	約 119,000	約 123,000	約 129,000		約 116,000 (R2)	—	—	—

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※2 ※1に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※3 河川毎に計画規模(年超過確率 1/10~1/100)の洪水を想定

※4 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げる KPI により管理している。

第2章 循環型社会の実現

(第2章の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
0	6	5	0

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	一般廃棄物排出量	万 t	90.2 (R2)	89.4 (R3)	89.1	R7	92.9 (H30)	91.3	102.0%	目標どおり 達成
成果	一般廃棄物再生利用率	%	31.2 (R2)	31.7 (R3)	32.5		31.8 (H30)	32.1	98.8%	概ね達成
成果	一般廃棄物最終処分率		11.1 (R2)	10.7 (R3)	12.2		12.7 (H30)	12.5	116.8%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物排出量	万 t	1,349 (R2)	1,317 (R3)	1,453		1,465 (H30)	1,460	110.9%	目標どおり 達成
成果	産業廃棄物再生利用率	%	73.2 (R2)	72.7 (R3)	75.5		74.9 (H30)	75.2	96.7%	概ね達成
成果	産業廃棄物最終処分率		2.2 (R2)	2.2 (R3)	1.9		2.3 (H30)	2.1	95.5%	概ね達成
成果	がれき類再生利用率		90.9 (R2)	92.3 (R3)	94.2		90.2 (H30)	91.9	100.4%	目標どおり 達成
成果	廃プラスチック類の再生利用率		67.4 (R2)	68.3 (R3)	76.4		64.3 (H30)	69.5	98.3%	概ね達成

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定※ ¹	自治体数	21	23	23	R3	12	—	100.0%	目標どおり 達成
成果	電子マニフェスト普及率	%	58.5	61.2	80.0	R7	51.5 (H30)	67.8	90.3%	概ね達成
成果	産業廃棄物の不法投棄件数 (10t以上)	件	3	0	2		2.6※ ¹	2.4	100%	目標どおり 達成

※¹ R3の達成を目標にしていたが、R3は未達。R4に達成した。R4以降も、全市町が参加する研修・訓練等を通じて、マニュアルの継続的な見直し支援を実施

第3章 地域環境の保全

(第3章の計)	目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
	2	22	5	1

第1節 良好な大気環境の確保

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 一般地域における騒音		88.9	91.9	環境基準の 達成率の向 上を図る		91.9	91.9	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 道路に面する地域における騒音		90.2	93.0			84.6	84.6	109.9%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 航空機騒音		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率： 新幹線鉄道騒音		63.6	54.5	環境基準の達成 率の向上を図る		50	50	109.0%	目標どおり 達成

第2節 健全な水環境の保全・管理

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	環境基準達成率: 重金属等有害物質	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:河川BOD		93.9	92.7	環境基準の 達成率の向上を図る		92.7	92.7	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:海域COD		21.4	28.6			42.9	42.9	66.7%	未達成
成果	環境基準達成率:海域全窒素		88.9	88.9			88.9	88.9	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:海域全りん		100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	環境基準達成率:地下水		87.8	92.0	現状値より増加		81.6	81.6	112.7%	目標どおり 達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 生活系COD	t/日	15 (R2)	15 (R3)	13	R6	15	13.8	92%	概ね達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 産業系COD		18 (R2)	18 (R3)	20		20	20	111%	目標どおり 達成
参考	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): その他COD		7 (R2)	6 (R3)	7		7	7	117%	目標どおり 達成
参考	汚水処理人口普及率	%	89.8	90.3	92.8	R8	88.8	90.5	99.8%	概ね達成

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

指標区分	指標項目	単位	R3	現状値 (R4)	目標値	目標 年度	基準年度値 (R1)	目安	指標の 達成率	進捗状況
成果	ダイオキシン類環境基準達成率: 大気	%	100	100	100	R7	100	100	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率: 公共用水域		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
成果	ダイオキシン類環境基準達成率: 土壌		100	100	100		100	100	100%	目標どおり 達成
参考	事業者によるダイオキシン自主 測定の実施割合		100	98.4	100		100	100	100	98.4%
参考	化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量:大気	t/年	4,929 (R2)	5,323 (R3)	排出量の削減を図る	R7	6,102 (H30)	6,102	112.8%	目標どおり 達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量:公共用水域		218 (R2)	223 (R3)			217 (H30)	217	97.2%	概ね達成
参考	化管法に基づく指定化学物質の 環境への届出排出量:埋立処分		1,899 (R2)	1,698 (R3)			2,324 (H30)	2,324	126.9%	目標以上 達成